

理由

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンに
対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な
不当廉売関税とする必要があるからである。